

遊休農地解消対策事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が行う農地集積・集約化等対策事業実施要綱（令和7年3月31日付け6経営第2241号、以下「実施要綱」という。）の遊休農地解消対策事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の開始)

第2条 公社は、市町村から事業の実施に係る要請書（別記様式）（以下「要請書」という。）の提出を受けて、実施要綱に基づく目的や対象要件を満たす度合等が高いと認められる順に、予算の範囲内で事業採択を行うものとする。

2 市町村は、要請書を提出する際、農業委員会から必要な情報の収集、意見聴取等を行って取りまとめるものとする。

(事業の実施)

第3条 公社は、要請書に基づき実施要綱第8の規定による遊休農地解消対策事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、県知事の計画承認を受けて、事業主体として事業に定める簡易整備を予算の範囲内で実施するものとする。

また、簡易整備は、整備後の円滑な営農活動につなげるため、施工作業等の依頼を地元農業者・組織へ優先して行う。

(条件の遵守等)

第4条 公社及び市町村は、事業に係る国庫補助金の交付に際し付される条件を遵守するものとする。

(簡易整備内容の協議)

第5条 公社は、簡易整備の実施に係る設計及び仕様を定めるときは、あらかじめ市町村と協議するものとする。

また、変更の必要が生じた場合も同様に協議するものとする。

(実施計画の変更)

第6条 公社は、第3条に規定する実施計画について、変更の必要が生じたときは、実施要綱の定めるところにより所要の手続きをとるものとする。

(完了確認及び貸付け)

第7条 公社は、事業が完了したときは、市町村の立会を得て完了確認を行い、原則として、要請書に位置付けられる者に貸付けるものとする。

(農用地の利用状況の把握)

第8条 公社及び市町村は、農業委員会が行う農用地の利用状況調査と合わせて、貸付けを行った農用地の利用状況の把握に努めるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は令和4年8月3日から施行する。

附 則

この要領は令和7年4月1日から施行する。

